平成２１年（フ）第１５７２号
大阪府松原市天美北５丁目８番11号
債務者　崎山　義明（旧姓河林）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５７６号
堺市中区深井中町759番地１　ＪＯマンション３Ｃ
債務者　駒井こずえ
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５７８号
大阪府河内長野市西之山町12番１　平井ハイム207号室、前住所大阪府河内長野市栄町１番18号
債務者　福本酒店こと　福本　修二
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５８３号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番34―302号
債務者　柴野　紫野
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５９６号
堺市中区福田413番地２　６―103号
債務者　西山　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６０３号
堺市南区三原台３丁40番１―503号
債務者　西林　　勇
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
北海道岩見沢市かえで町３丁目２番２―203号　道営住宅２号棟203号
債務者　宍戸まゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１８５号
北海道空知郡南幌町緑町１丁目３番12号
債務者　吉田　孝二
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１８６号
北海道空知郡南幌町緑町１丁目３番12号
債務者　吉田　直子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２１４号
北海道美唄市東４条南６丁目５番１―201号
債務者　今　香寿枝（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第７２８号
盛岡市東緑が丘22番65号　グリーンエクセルＹＢ―202号
債務者　赤坂　明彦
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７５８号
盛岡市みたけ６丁目３番43号　香織荘101号
債務者　滝村　政治
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７５９号
盛岡市みたけ６丁目３番43号　香織荘101号
債務者　滝村　文子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７６６号
盛岡市青山４丁目18番３―101号
債務者　熊谷　信子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５７７号
新潟県燕市吉田3687番地　市営住宅46号、前住所新潟県燕市吉田東栄町42番12号
債務者　大友　和夫
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８５号
新潟市西区小針上山８番35号　第二仲由コーポラス33号
債務者　佐々木直志
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８６号
新潟市西区小針上山８番35号　第二仲由コーポラス33号
債務者　佐々木佳子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０１号
新潟県五泉市白山２番47号　マノワール・ヴェールⅢ102号室
債務者　渡辺　　亨
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部